

期間：2022年8月15日～8月28日

所管：厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

(※8月28日にe-govを通じて提出予定)

2022年8月28日

新たな「自殺総合対策大綱」の素案に関する意見の募集について パブリックコメント提出（案）

公益社団法人 日本社会福祉士会

新たな「自殺総合対策大綱」の素案は、自殺対策従事者への心のケアの推進や、自殺未遂者への支援、人材の養成、関係機関の連携調整などを含めて、総合的に網羅されている点が評価できる。

一方、自殺対策において、最初の段階におけるご本人との相談では、対人援助の専門性に裏付けられた相談対応及びアセスメントが非常に重要となる。また、支援の各過程においては関係機関との連携、協働が不可欠である。そのため、地域共生社会の実現に向けたコーディネート、ネットワーク構築を担うとともに、相談における対人援助の専門性を有する社会福祉士等をはじめとするソーシャルワーク専門職および専門職団体の活用が有用であると考えます。このような観点より、以下のとおり意見を述べたい。

■第4章 自殺総合対策における当面の重点施策

1 (第4章-4. - (2)) (17ページ)

【素案】(2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

【提案】(2) 自殺対策の連携調整を担う社会福祉士等の専門職配置と資質の向上

【素案】関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。

【提案】関係者間の連携調整を担う社会福祉士等の福祉専門職の配置及び資質の向上を推進する。

【素案】相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。

【提案】相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う社会福祉士等の福祉専門職の配置及び資質の向上を推進する。

2 (第4章-4. - (6)) (18ページ)

【素案】(6) 介護支援専門員等に対する研修

【提案】(6) 福祉専門職等に対する研修

【素案】介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。

【提案】社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等の福祉専門職の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。

期間：2022年8月15日～8月28日

所管：厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

(※8月28日に e-gov を通じて提出予定)

3 (第4章-4. - (11)) (19ページ)

【素案】各相談機関において、スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等の組織的なフォローができるよう支援する。

【提案】各相談機関や専門職団体等において、スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等の組織的なフォローができるよう支援する。

4 (第4章-7. - (13)) (30ページ)

【素案】生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。

【提案】生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職が包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。

以上